

第31回和光市個人情報保護審議会会議録

開催日	平成28年10月6日(木) 14:42~15:30
開催場所	和光市役所6階 603会議室
出席者	田中義久委員、渡部治委員、竹村幸子委員、渡井悦子委員、津山由佳委員、木暮晃治委員(以上6名出席) (事務局) 安井総務部長、山浦情報推進課長、末永課長補佐、大塚主事
欠席者	本橋淳男委員
議題	1 会長の選出 2 平成27年度個人情報取扱事務について 3 その他
資料	次第 1-1 平成27年度個人情報保護制度実施状況 1-2 個人情報取扱事務登録目録(平成27年度) 1-3 個人情報目的外利用・外部提供登録目録(平成27年度) 参考 平成27年度情報公開制度実施状況

1 開会

14時42分開会。

2 総務部長あいさつ

3 新委員の紹介

(末永課長補佐) 新委員の紹介を行います。

和光市個人情報保護審議会委員の任期は2年で、今回の任期は平成27年4月1日から平成29年3月31日ですが、石井彰会長が平成27年11月に逝去されたため、新たに、元和光市役所職員の田中義久様を委嘱することになりました。

田中様の任期は、和光市個人情報保護条例第36条第3項に基づき、前任者の残任期間となるため、平成28年4月1日から平成29年3月31日となります。

誠に恐縮ですが、田中様に自己紹介をお願いいたします。

* 新委員の自己紹介（田中委員）

* 事務局の自己紹介

（安井部長→山浦課長→末永課長補佐→大塚主事）

4 議題

(1) 会長の選出

* 選出経過

（末永課長補佐）議事については、和光市個人情報保護条例第37条第4項の規定によりまして、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理することとなっておりますので、副会長の渡部先生に進行のほどよろしくお願ひします。

（渡部副会長）では、議題(1)「会長の選出」に入らせていただきます。

和光市個人情報保護条例第37条第2項の規定によりまして、会長は、委員の互選により定めることとなっております。

いかがいたしましょうか。立候補若しくは推薦がございましたらお願ひしたいと存じます。

一つの案としまして、会長は田中様にお願ひできましたらと考へております。

（全委員）異議なし。

（渡部副会長）それでは、会長田中様に就任に当たって一言ご挨拶を頂きたいと思ひます。

（田中会長あいさつ）

（渡部副会長）ありがとうございました。議事につきましては、和光市個人情報保護条例第38条第1項の規定によりまして、議長を田中会長にお願ひします。

(2) 平成27年度個人情報取扱事務について

* 事務局からの説明（大塚主事）

平成27年度個人情報取扱事務について、
資料1-1「平成27年度個人情報保護制度実施状況」

資料1-2「個人情報取扱事務登録目録（平成27年度）」

資料1-3「個人情報目的外利用・外部提供登録目録（平成27年度）」

に基づき説明。

※個人情報保護・情報公開制度実施状況の請求件数及び内容については、広報わこう6月号、和光市ホームページに掲載しています。

*** 質疑応答等**

（田中会長）ありがとうございました。

ただいまの説明について、何かご意見、ご質問等あればお願いいたします。

（渡井委員）個人情報の不開示決定のところで、不開示決定の内容についてお聞きします。

（末永課長補佐）自己の印鑑登録証明書の交付があったようで気になるので申請をしたが、実際は該当する文書がなかったというような場合です。該当する文書がないので開示するものがないですという意味で不開示となっています。

（田中会長）補足なのですが、情報公開も同じですが、文書がない場合は、不開示になるということになります。

（竹村委員）印鑑登録証明書は、他の方がとることもできるのですか。

（末永課長補佐）例えば、ご家族の方が相続に必要な場合に書類をとるなど、税理士、弁護士がとる場合、事務を委任してとる場合がございます。ただ、開示請求をしてみたら、ご家族だったり、ご本人だったりという場合が多いです。

（竹村委員）マイナンバーの関係で何か変更したことはありますか。

（末永課長補佐）この印鑑登録証明書については変わりません。

（田中会長）印鑑登録カードがあれば、本人が委任する場合を想定して、第三者や代理の方でもとれます。ですから、本人の意図しないところでとられているのではといった場合に、不安があったので請求されたのかと思います。

そのほかに、先ほどの説明の中で、一部開示決定の14件は、どの部分が不開示となったのですか。

（末永課長補佐）条例16条に該当する内容になります。

（田中会長）個人情報は、自己情報の開示も権利として持っているのですが、自己の情報を請求したのに開示しないのは、条例に基づかないといけないので、そこが適正に行われているというの

が大事なところですよ。たくさんの請求の中で、一部開示という運用が分かりにくくなってしまふ懸念があります。

(竹村委員) 相談の結果は、本人からの請求があれば全部開示するのですか。

(末永課長補佐) 相談の履歴等は、内容によっては、条例に基づき不開示にしています。

(田中会長) 他に何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

なければ、議題(2)平成27年度個人情報取り扱い事務については終結したいと思います。

(3) その他について

(田中会長) 事務局から何かありますでしょうか。

(末永課長補佐) 特にないです。

5 質疑・意見等

(田中会長) では、委員の皆さんから個人情報等について、何かご発言があればお願いいたします。

(竹村委員) 地区社協を立ち上げているのですが、個人情報について、誤解されている市民が多い。市からも名簿活用の働きかけをしていただきたい。

(末永課長補佐) 市長マニフェストに名簿条例がありますが、市で条例を作成して、条例に基づいて名簿を正しく運用しているところは安心して名簿に登載していいのでご協力してくださいと促す条例をつくったらどうかと、市長は掲げていました。

ただ、マイナンバーの動きも関係していますが、名簿の取扱いを自治会やNPO等にも広げるため、国も動きだしています。個人情報保護法が改正され、施行は平成29年を予定していますが、そのあたりで、自治会やNPO等にも対応した名簿取扱いのガイドラインが示される予定です。そのガイドラインを待って、市長が掲げていた条例という形ではなく、市がお墨付きをつけた団体なので、安心してやってくださいという形でできればと検討しているところです。働きかけを徐々にできればと考えています。

(田中会長) 以前、名簿の取扱いについて、この審議会に諮ったことがあったのですが、個人情報保護法ができて、プライバシーを

厳密に考えるという流れができた中で、取扱いが難しくなったということがありました。社会福祉関係の団体等、ひとり暮らしの方、防災の関係で、個人情報を共有することが必要ということで、市でもその辺取り組んでいると思うのですが、民生委員との支援のことについて、情報は入っていますか。

(末永課長補佐) 今のところ、具体的な話は聞いていません。

(田中会長) ほかにありますか。私からひとつお聞きしたいと思います。

個人情報保護制度ができて、和光市でも自治体として早く取り組んできたところですが、職員への周知、研修等も行われていると思うのですが、現状についてお知らせいただきたい。

(末永課長補佐) 職員への周知、研修は、入庁1年目の職員に文書事務の手引を取扱いながら、個人情報の取扱いも説明をしています。さらに、踏み込んだ内容として、2年目の職員に対して、初級研修があります。こちらでも、個人情報保護とセキュリティについて具体的に時間を割いてやっています。その後は、事務を通して、日ごろの業務で認識を深めているところですが、年数のたった職員についても周知していく研修があってもいいかと考えています。また、マイナンバー制度に関しては、個人情報取扱いについての研修を何度か行っております。

(田中会長) 定期的な個人情報について研修は、入っているのですか。

(安井総務部長) 今、説明がありましたが、入庁1年目、2年目、そういった最初の段階で、ある程度、個人情報取扱事務について学んでいます。ただ、長い事務の中で、この時期にやるだけでいいということではなくて、必要な各階層、各段階で個人情報取扱いに関しては、機会あるごとに繰り返し研修を重ねることで、日ごろの事務に携わる職員の身になると思いますので、時期を見ながら実施していくことが必要かなと思います。

(田中会長) よろしくお願ひします。ほかには。

(竹村委員) 同じ活動を進めている方の連絡先を職員に聞いても教えてくれない。職員が連絡して、了承を得れば教えますと言われてしまう。個人情報について職員が慎重になりすぎているのではないかと思います。

(渡部副会長) マニュアルに従えば、それは教えないというのは間違いではないです。

(田中会長) ほかに何かありますか。なければ、その他については終了したいと思います。

6 連絡事項等

(田中会長) 事務局から今後の予定は何かありますか。

(末永課長補佐) 今後につきましては、審議会に対する諮問等があれば、ご審議いただきますが、現時点での予定はございません。

(田中会長) それでは、本日の審議会は閉会させていただきます。長時間にわたりありがとうございました。

15時30分閉会
以上